

令和7年4月から育児休業に係る子が1歳※1(または1歳6か月)に達する
場合の育児休業手当金支給期間の延長申請に係る手続きが見直されます！

保育所等への入所意思がないにも関わらず、支給期間の延長のために申込みを行う者への対応や、意に反して保育所等への入所が内定した者からの苦情対応による自治体の負担が増加しているという背景を踏まえ、雇用保険法施行規則に準じた延長要件の見直しが行われます。

※1「子が1歳に達する日」とは「子の1歳の誕生日の前日」のことです。また、パパ・ママ育休プラス制度によって、育児休業手当金支給期間の末日が1歳に達する日以降になっている場合は、支給期間の末日と読み替えます。

市区町村に保育所等の利用申込みを行ったときの「保育所等の利用申込書の写し」の保管をお願いします！！

現行の要件

保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと

- ・入所申込年月日が1歳(1歳6か月)に達する日以前であること
- ・入所希望日が1歳(1歳6か月)に達する日の翌日以前であること

現行の確認書類

市区町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知(入所保留通知書、入所不承諾通知等)

追加の要件(見込み)

速やかな職場復帰のために保育所等における保育の利用を希望しているものであると組合が認める場合に限る

- × 申し込んだ保育所等が合理的な理由なく自宅又は勤務先から遠隔地の施設のみとなっている
- × 申込みに当たり、入所保留となることを希望する旨の意思表示を行っている

追加の確認書類(見込み)

- ・本人が記載する申告書※2
- ・市区町村に保育所等の利用申込みを行ったときの申込書の写し

※2 申告書の記載内容等については未定のため、確定次第お知らせします。

見直し後の延長要件を満たすことが確認できなければ、育児休業手当金の給付ができませんので、支給期間の延長を希望される方は、入所希望開始日に係る各市区町村における保育所等の申込締切日をご確認のうえ、遅滞なく手続きを行ってください。